

高齢者等見守り協力事業者登録制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者・障がい者等の要援護者（以下「高齢者等」という。）が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちづくりを目指し、日常生活における異変を早期に発見するなど地域で高齢者等を見守り、支援するために実施する高齢者等見守り協力事業者登録制度（以下「見守り制度」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において協力事業者等とは、生駒市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体であって、見守り制度の趣旨に賛同し、本市に登録されたものをいう。

(実施主体)

第3条 見守り制度の実施主体は、生駒市（以下「市」という。）とする。

2 市は、見守り制度が適切かつ円滑に行われるよう、協力事業者等と連絡調整を図るものとする。

(対象者)

第4条 見守り制度の対象者は、市内に住所を有する高齢者等の要援護者とする。

(登録)

第5条 協力事業者等の登録を受けようとする者は、高齢者等見守り協力事業者登録届（様式第1号。以下「登録届」という。）を市に提出するものとする。

2 次の各号いずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

- (1) 各種法令に違反している者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団又は暴力団員の統制下にある者
- (3) その他見守り協力事業者として不相当であると市が特に認める者

3 市は、登録届の提出を受けたときは、速やかに高齢者等見守り協力事業者名簿（様式第2号）に登載し、高齢者等見守り協力事業者登録証（様式第3号）を届出者に交付するものとする。

(事業内容)

第6条 見守り制度は、地域における高齢者等の見守り環境を構築し、高齢者等の異変を発見したときに、相互に連携を図りながら必要な支援を行うものとする。

2 協力事業者等に所属する職員等は、業務中に高齢者等の異変を発見したときは、市へ連絡するものとする。ただし、緊急性があると判断したときは、必要な措置

を行うとともに警察署又は消防署へ通報するものとする。

- 3 市は、協力事業者等から連絡を受けたときは、高齢者等の情報を収集し、必要な支援を行うものとする。

(情報の管理)

第7条 市は、高齢者等見守り協力事業者連絡記録簿（様式第4号）に連絡内容を記入し、対応状況を管理するものとする。

- 2 市は、対応状況等について、必要な事項を協力事業者等に報告するものとする。

(個人情報の取扱い)

第8条 協力事業者等及びその職員等は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定を遵守し、見守り制度の実施により知り得た個人情報を見守り制度の目的以外に利用及び漏洩してはならない。

- 2 業務を処理するに当たっては、生駒市の保有個人情報の管理に関する規程に基づき、業務を行うため取得、作成等し、又は生駒市から引き渡された資料等に記録された個人情報の安全管理措置を講じなければならない。

- 3 第1項の規定は、協力事業者等及びその職員等でなくなった後も同様とする。

(登録の取消し)

第9条 協力事業者等が次の各号のいずれかに該当する場合、市は登録を取り消すことができる。

- (1) 協力事業者等が登録の取消しを申し出たとき
- (2) 協力事業者等が、第5条第2項各号のいずれかに該当するとき
- (3) 長期間に渡って連絡が取れない等、協力関係の維持が困難と市が判断したとき

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、見守り制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年9月4日から施行する。